平成 27 年度財務状況

学校法人は、昭和46年4月1日付文部省令第18号「学校法人会計基準」に則して会計処理を行い、決算時には会計処理結果を表す、財務計算に関する書類「計算書類」を作成しなければなりません。この「計算書類」は一般企業の決算書に相当し、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表の3表で構成されます。

学校法人行吉学園の平成 27 年度計算書類(決算書)は、監事の監査を経て、平成 28 年 5 月 25 日の理事会で承認され、つづく評議員会へ報告され了承されました。また、独立監査人である監査法人からこの計算書類は適正であるとの監査報告をうけています。

【平成27年度決算概要について】

- 1、平成27年度決算より「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が本格運用され、従来ありました消費収支計算書が事業活動収支計算書に変更されています。事業活動収支計算書は、教育活動収支、教育活動外収支さらに特別収支に分けて収支の状況を明確に表示する書式となりました。また、資金収支計算書の付属表として活動区分資金収支計算書が新た制定され、この計算書は、教育活動、施設整備等活動及びその他の活動の3区分に分類して資金の流れを説明しています。
- 2、平成27年度の事業活動収支計算書にある教育活動収支は、大学・短大共に入学定員を確保しましたが 在学生数の減少で学納金収入が前年に比べ減少し、経常費補助金収入が増加したものの雑収入の内退 職金財団交付金収入が減少したことで、教育活動支出の人件費及び減価償却費負担が増加している為、 収支差額が支出超過となりました。支出超過の主な要因は、新学部開設初年度であり、人的および施 設設備等の事前準備を十分に行った先行経費負担によるものです。
- 3、教育外活動外収支は、金利収入が減少したものの借入金等の利息支払いは無く収支の黒字を確保しています。特別収支は、ゼロ金利政策やマイナス金利政策が今後も継続されると見込まれる為、保有していた国債などの有価証券を売却し含み益を実現化すると共に、設備関係の補助金獲得もあり、固定資産図書の処分負担を賄い、収支の黒字を確保しました。
- 4、以上により、基本金組入前当年度収支差額(旧 帰属収支差額)は、支出超過となりましたが、新学 部開設に伴う先行経費負担が要因であり、学年進行により解消されると見込まれます。

【掲載する計算書類等】

- 資金収支計算書(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
- ・活動区分資金収支計算書(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
- 消費収支計算書(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
- 貸借対照表(平成28年3月31日)
- 財産日録
- 監查報告書